

令和2年分 住民税(市県民税) 申告相談

日程は14・15ページを確認してください。

令和3年1月1日現在、本市に住民票があり、申告が必要な方は最寄りの相談会場で令和2年中の収入などを申告してください(期間中は「確定申告」の相談も受け付けます)。 ※郵送での申告も可能です。

申告が必要な方

- 農業、商工業、不動産などの収入があった方
- 給与以外の収入(農業・年金など)があった方
- 年金以外の収入(農業・不動産など)があった方
- 医療費控除など年末調整で控除されていない控除を受ける方
- 国民健康保険に加入している方

・収入が無い場合でも必ず申告してください。申告しない場合、国民健康保険税の軽減措置が行われないなど、不利益を受けることがあります。

・確定申告用の納税証明書が必要な場合、運転免許証・公的医療保険の被保険者証などをお持ちのうえ、税務課、または各支所窓口係で証明書の交付を申請してください。

申告時必要書類等

- 印鑑
- 所得税の還付を受ける場合は、申告する方の預金通帳など口座情報がわかるもの
- 本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
- 個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カードなど)
- 利用者識別番号がわかるもの(利用者識別番号取得者のみ)

【収入関係】

- 給与の源泉徴収票
- 公的年金の源泉徴収票
- 農業収支内訳書および収入、支出の金額などがわかるもの(領収書・預金通帳など)
- 生命保険などが満期で一時金収入がある場合は、保険会社が発行した証明書

【控除関係】

- 生命、地震保険料の支払証明書
- 社会保険料などの支払証明書または領収書
- 医療費控除の明細書
- 障害者手帳(証明書)
- 寄附金控除を受けようとする場合は、寄附先が発行した領収書・控除証明書など

特殊な申告は税務署へ

以下の申告をする方は税務署へ相談してください。税務署で所得税の確定申告をする方は市への申告は不要です。
※確定申告書の控えに税務署の收受日付印が必要な場合は、宛名を記入し切手を貼った返信用封筒を用意してください。

- 青色申告
- 住宅の新築等で住宅借入金等特別控除の適用が1年目の申告
- 令和元年分以前の申告
- 外国税額控除の申告
- 相続または贈与税に係る申告
- 譲渡所得などの分離課税の申告(給与や年金、農業などの総合課税の所得とは分離して税額を計算するもの)

〈例〉・土地・建物の売却所得があるもの ・株式等の譲渡損失があり前年分以前の損失を翌年以降に繰り越すもの ・山林所得があるもの

事前集計を
お願いします



事前に作成された方を優先する場合があります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の書類の事前作成にご協力をお願いします。

- 令和2年中に支払った医療費金額の集計、および明細書(医療費控除の申告をする方)
- 収支内訳書(営業、農業、不動産所得がある方)
- 税引前の支払金額、所得税、住民税の集計(総合課税の配当所得のある方で支払通知書が多い場合)

昨年申告した方で申告が必要と思われる方には「市民税・県民税・国民健康保険税申告書」「申告の手引き」を1月末ごろに郵送します。「申告の手引き」を参考に自書で作成し、郵送で提出してください。作成が難しい場合は、お気軽に申告会場で相談してください。

問 税務課 市民税係 ☎ お太助フォン 42-5614 📠 42-2130

「申告相談日程表」、「市県民税申告書様式」は市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/zeimu/> (トップページ > 市政情報 > 組織 > 税務課)



これまで市では、県内の市町が連携して水道事業を行う「広域連携」に参加するか否かについて検討を重ねてきました。

現状

市域が広く、多くの施設が集落ごとに点在しています。

将来の見通しと課題

【施設面】施設や管路の老朽化に対し、今後毎年3億円程度が必要となる見通し。
【運営・経営面】現在、損益収支は赤字で、一般会計から補てんしています。

令和17年度以降には資金不足を起し令和23年度に資金がマイナス1億5,500万円になる見通しで、その後もマイナスは増え続ける見込みです。

資金不足を起さないためには
10年後(令和13年)に1.4倍*、20年後(令和23年)には1.6倍*という
大幅な水道料金の値上げが必要に! *平成29年の水道料金と比較

「広域連携」により期待される効果

●更新費の縮減が可能!

施設を再編整備し、市内26浄水場を集約することで更新費用が18.8億円縮減できます。

●国交付金がもらえる!

広域連携に参画することで交付される国交付金24.7億円の活用が可能になります。

●水道料金の値上げが抑制できる!

広域連携で運営することで、10年後で44.7円/m³、40年後で112.7円/m³の抑制が可能であると推計されます。

●40年間の効果額は約62億円!

- 施設や維持管理の最適化による、約37億円のコストを縮減
- 統合により交付される国交付金収入により、約25億円の負担軽減

こうした結果を踏まえて、今後人口減少による給水収益の減少や施設更新費用の増加を単独経営で乗り越えるよりも、広島県が推進する「広域連携」に参画して安定した運営を行う方が利用者の負担も将来にわたって軽減できると判断されます。

結論

市の水道事業は、「広域連携」に参画することを前提に、準備組織に参加することになりました。今後も引き続き、検討を続けていきます。

広域連携に参画する場合のスケジュール

年度	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
検討組織	広島県水道広域連携協議会	企業団設立準備組織	←ここに参加	
企業団設立・事業開始	6月方針策定 1月基本協定案策定	4月基本協定締結 企業団設立準備	企業団設立許可 11月企業団設立	4月事業開始
再編整備など	調整、技術支援	国交付金を活用し、実行 ・令和3年度:概算要望 ・令和4年度:工事執行		

水道の 広域連携 について考える

2